

西東京市教育計画

(平成31(2019)～平成35(2023)年度)

平成31(2019)年○月

西東京市教育委員会

目 次

西東京市教育委員会の教育目標.....

第 1 章 西東京市教育計画の基本的な考え方.....

- 1 計画改訂の背景と目的.....
- 2 計画の位置付けと期間.....
- 3 計画の策定体制.....

第 2 章 西東京市教育計画の取組状況と評価

- 1 教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）の進捗状況等.....

第 3 章 西東京市教育計画の方向性

- 1 西東京市教育委員会の教育目標と計画の基本方針の関係.....
- 2 新たな教育計画の体系（施策の体系）.....

第 4 章 施策・事業の展開

※現段階は仮案

- 1 「生きる力」の育成に向けて.....
- 2 「生きる力」を育むための学校教育環境の充実に向けて.....
- 3 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて.....
- 4 社会全体での教育力の向上に向けて.....
- 5 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて.....

第 5 章 西東京市教育計画の推進に向けて

資料編

西東京市教育委員会の教育目標

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

西東京市教育計画の基本的な考え方

1 計画改訂の背景と目的

西東京市教育委員会は、平成 26 年 3 月に西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）を策定し、この計画のもと様々な施策に取り組んできました。

国においては、中央教育審議会が、平成 30 年 3 月に「第 3 期教育振興基本計画について（答申）」を公表し、平成 30 年度から平成 34（2022）年度までの計画期間における、5 つの基本的な方針と 21 の教育政策の目標などを取りまとめました。

同答申では、「1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「3 生涯学び、活躍できる環境を整える」、「4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「5 教育政策推進のための基盤を整備する」の基本的方向性を打ち出しています。

また、平成 32（2020）年からの新学習指導要領に新たに掲げられた前文には、「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と示されています。

このような流れの中、西東京市教育委員会においては、平成 26 年に策定した西東京市教育計画について、これまでの施策・事業を点検・評価し、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度までの 5 年間で計画期間とした新たな教育計画を策定することとしました。

国：第 3 期教育振興基本計画について（答申）	都：東京都教育ビジョン（第 3 次・一部改定）
教育政策に関する基本的な方針 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する 3 生涯学び、活躍できる環境を整える 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する 5 教育政策推進のための基盤を整備する	取組の方向 1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実 2 世界で活躍できる人材の育成 3 社会的自立を促す教育の推進 4 子供たちの健全な心を育む取組 5 体を鍛え健康に生活する力を培う 6 オリンピック・パラリンピック教育の推進 7 教員の資質・能力を高める 8 質の高い教育環境を整える 9 家庭の教育力向上を図る 10 地域・社会の教育力向上を図る

2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の期間

計画の期間は、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度までの5年間とします。

(2) 計画の性格

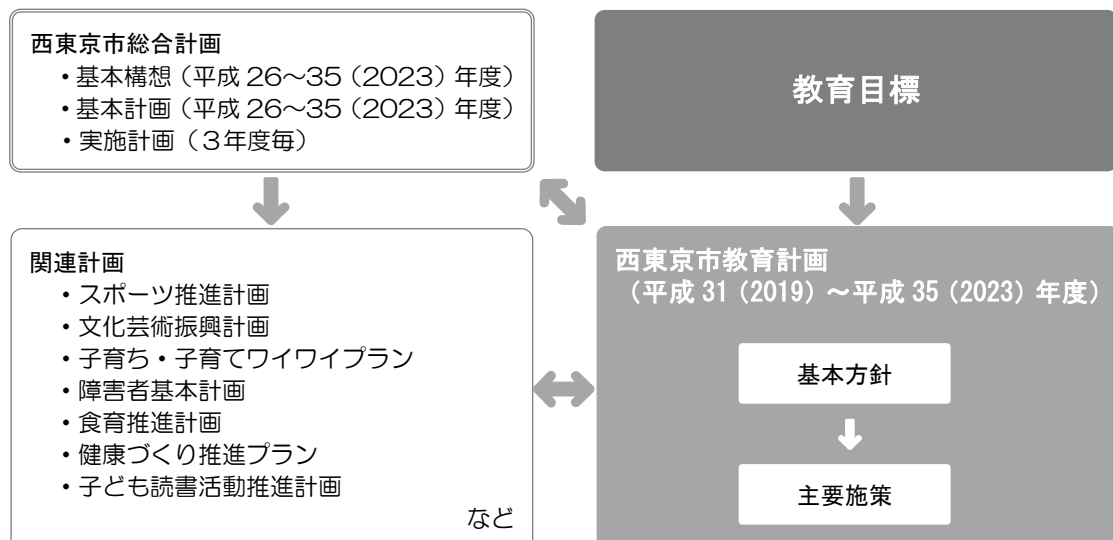
本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置付けるものであり、西東京市において、平成 31（2019）年度からの5年間を中心に取り組むべき基本的な方向性と主な施策を示すものです。

また、本計画は、西東京市を取り巻く社会状況の変化を反映するとともに、国の教育振興基本計画及び東京都教育ビジョンを踏まえて策定しており、今後の西東京市における教育全体の向上、活性化を目指すものです。

(3) 他計画との関係

本計画は、西東京市教育委員会の教育目標に則して策定しました。また、西東京市総合計画をはじめ、スポーツ推進計画、文化芸術振興計画、子育て・子育てワイワイプランなどの関連計画とも連携を図りながら施策を進めるものです。

計画の位置付け



3 計画の策定体制

本計画は、「西東京市教育計画策定懇談会」を設置して策定しました。

また、市民の教育に関する考えや意見を聞くために、「西東京市教育計画策定のためのアンケート調査」を実施し、併せて、市内の教育関連施設・団体に対してヒアリング調査を実施しました。